

第220回 独占禁止懇話会議事録

1. 日時 令和4年2月21日（月）14：00～16：00

2. 場所 オンライン方式による開催

3. 出席者

【会員】伊藤会長、有田会員、依田会員、及川会員、大野会員、鹿野会員、川濱会員、鬼頭会員、黒川会員、河野会員、笹川会員、白石会員、泉水会員、竹川会員、田中会員、土田会員、野原会員、細田会員、山下会員、山田会員、由布会員、吉田会員、レイク会員

【公正取引委員会】古谷委員長、山本委員、三村委員、青木委員

【公正取引委員会事務局】

菅久事務総長、杉山官房総括審議官、田辺官房政策立案総括審議官、大胡官房審議官（国際担当）、原官房総務課長、菱沼官房参事官、小林経済取引局長、塚田経済取引局総務課長、小室調整課長、岩成取引部長、守山企業取引課長、松島競争政策研究センター所長

4. 議題
- パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ
 - 官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書
 - 競争政策研究センターの活動状況

○小林経済取引局長 経済取引局長の小林でございます。定刻となりましたので、第220回の独占禁止懇話会を開会させていただきます。

本日はお忙しいところ御参加いただきまして、ありがとうございます。本日は事前に御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、完全オンライン形式での開催とさせていただきます。

開会に当たりまして、ウェブ会議システムを用いた議事運営方式について御説明させていただきます。

会議中はハウリング防止のため、お手元のウェブ会議端末のマイクは常にミュートにさせていただき、御発言時のみ御自身でマイクのミュートを解除してから御発言をお願いします。ハウリングが生じた場合などは、事務局側からマイクをミュートにさせていただく場合がございます。

また、各議題における御質問、御意見の御発言につきましては、御発言希望の事前登録のある方から指名させていただきますが、事前登録されていない方におかれましても、画面右下のチャット機能を使用して御発言希望がある旨を入力してください。御発言に当たっては、伊藤会長の指名後に御自身でマイクのミュートを解除して御発言をお願いします。御発言後は御自身でマイクをミュートに戻してください。

また、会員以外の傍聴者の皆様にはマイクとカメラの両方をオフの状態にして傍聴をお願いいたします。

本日も活発な意見交換をお願いできますと幸いです。よろしくをお願いします。

○伊藤会長 それでは、議事に入りたいと思います。伊藤でございます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日の3つの議題の紹介をさせていただきたいと思います。

1番目はパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ、2番目は官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書、そして、3番目は競争政策研究センターの活動状況でございます。これら3つの議題につきまして、それぞれ公正取引委員会の説明の後、会員の皆様から御意見を伺います。

それでは、最初の議題に入りたいと思います。パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージにつきまして、守山企業取引課長から御説明をお願いいたします。

○守山企業取引課長 皆様、こんにちは。大変お世話になっております。

改めまして、公正取引委員会取引部企業取引課長、守山でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージについて御説明をさせていただきます。

昨年の9月でございますけれども、私も公正取引委員会においてアクションプランを取りまとめまして、賃上げなど最低賃金の引上げ等に伴って買いたたきなどの不当なしわ寄せが生じないよう取引の公正化に向けた対策を強化してきたところでございまして、さらに、それ以降政府におき

ましては、皆様御存知かと思いますが、成長と分配の好循環を実現することにより経済を自律的な成長軌道に乗せていくということを目指して議論がなされてきたところでございます。具体的には、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、コストの上昇分を取引価格に適切に転嫁できるように促していくということが重要だと、そういう考え方の下、昨年12月27日でございますけれども、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会においてパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージが取りまとめられたところでございます。このパッケージの中では、毎年1月から3月までを転嫁対策に向けた集中取組期間と定めておりますし、この中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるように政府横断的な転嫁対策に取り組むということとしております。

具体的な中身でございますが、その下でございますけれども、公正取引委員会と下請法を共管しております中小企業庁においては、この事業所管省庁と緊密に連携を図って、下請事業者の皆様から寄せられた情報を活用し、体制強化を行いつつ執行強化の取組を進めていくというふうに考えてございます。

お手元の資料、参考1というものがA4の縦でございますけれども、こちらがこのパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージの本体となりますが、この中に項目が全体で10ございます。このうち1、2、7、9、10が私ども公正取引委員会の関係ということになってございます。主とした中身は1、2、7ということでございます。そのうち具体的な取組について引き続きまして御説明をさせていただきます。大きく中身としては3つございます。1つ目が価格転嫁円滑化スキームの創設というものでございまして、こちらは業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを関係省庁において創設するという中身でございます。したがって、公正取引委員会、中小企業庁及び事業所管省庁で取り組むということとなります。2番目が独占禁止法の執行強化でございます。3番目としては下請法の執行強化ということで、こちら3つの柱について着実に実施を行っていくということでございます。

それでは、続きまして、まず1つ目の中身、柱につきまして御説明をさせていただきます。

まずは業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを関係省庁において創設するという中身でございます。こちらにつきましては、もう既に内閣官房とも連携しながら仕組みについては創設をしたところでございます。今後としては6月までに私どもで言うところの定期調査の結果なども踏まえていながら報告書を取りまとめて、その後、自主点検の要請や重点立入調査につなげていくという中身でございます。

その下に更に詳細ということで書かれてございます。繰り返しになりますが、私ども公正取引委員会、そして、中小企業庁が事業所管省庁と連携を図って、まず1ということがございますけれども、関係省庁からの情報提供や要請を積極的に受けていくということがございますし、2番目の新たな取組でございますけれども、下請事業者の皆様に向けては、情報提供に際して、提供したことによって親事業者との関係でいろいろと懸念事項があるというふうな話もたくさん聞いてございましたので、匿名で違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を提供できる違反行為情報提供フォームをホームページに中小企業庁と連携して開設を行ったところでございます。こういった取組を通じて広範囲に情報提供を受け付けていくということを考えてございます。

なお、違反行為情報提供フォームについてはあくまで親事業者に関する情報を提供していただくということでございますので、具体的な違反行為の事実を報告し、個別の事件調査を求めるといったような場合には、引き続き、例えばインターネットにもある申告のフォームを活用していただくよう、その点についても併せて利用の周知を行っていくところでございます。

続きまして、以上のような取組も行いつつでございますけれども、年度末までに把握した状況に基づいて、業種別状況等についての報告書を中小企業庁とも連携して取りまとめる予定でございます。それを受けて、その下でございますけれども、法違反が多く認められる業種については、公正取引委員会、中小企業庁と事業所管省庁が連名で事業者団体に対して参

加企業における法遵守状況の自主点検を行うよう要請する予定でございます。

さらに、これらの情報に基づきまして、重点立入業種として毎年3業種を定めて立入調査を行っていくという流れになります。

なお、立入調査につきましては、この次に説明をさせていただきます独占禁止法の優越的地位の濫用に関する緊急調査においても行う予定でございます。

それでは、続きまして、2つ目の中身でございます。独占禁止法の執行強化について御説明をさせていただければというふうに思います。

この独占禁止法の優越的地位の濫用に係る規制におきましても、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、下請法の適用対象とならない取引も含めて、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査を実施することというふうにしてございます。具体的には、こちらの業種の選定につきまして、ただいま関係省庁等からの情報提供も受けつつ、年度内に業種についての選定を行った上で緊急調査については新年度速やかに実施することと考えてございます。あわせて、その際、関係事業者に対しては立入調査の実施や具体的な懸念事項を明示した文書を送付していくということで、しっかり執行を行っていきたいというふうに考えてございます。

この独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する調査の関係につきましては、その下にも書いてございますとおり、従前は事件調査として効果的かつ効果的に対応してきたところでございまして、この優越的地位濫用事件タスクフォースを設置して、必要な措置を講じてきたわけでございますが、今回この優越的地位の濫用の未然防止に関する緊急調査を実施と運用していくに際しては、新たに優越的地位濫用未然防止対策調査室を2月16日付で設置したところでございます。この調査室において先ほど申し上げましたような機動的な調査や文書送付についてしっかり取り組んでいく予定でございます。

次のところでございますけれども、大企業とスタートアップとの取引に関する調査についても実施をして、同様に立入調査の実施や具体的な懸念

事項を明示した文書を送付していく予定としてございます。こちらにつきましては、パッケージの中の7というところで記載をされている中身についてしっかり取り組んでいくということでございます。

今後の検討課題といたしましても、パッケージにも記載されているところございまして、この「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」についても、改正の検討を今後の検討課題として行っていくということとされております。

それでは、3番目、下請法の執行強化でございます。

この下請法の執行強化の関係については、こちらも1月26日に措置済みでございますけれども、こちらが一番上に書いてございます点線の枠囲みの中にあるような事例について、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引が買いたたきに該当するおそれがあるということについて明確化、具体的には運用基準の改正によって明確化をさせていただいているところでございます。この枠囲み内の事例については、一方的にといったところのより詳細な具体例ということで、今回、明確化をさせていただいているところございまして、関係の事業者や団体を通じて周知徹底に取り組んでいるところでもございます。

その次が今申し上げた周知徹底の関係でもございますけれども、買いたたきに該当する解釈について明確化しつつ、不当なしわ寄せに関する下請相談窓口の対応の強化ということも併せてやってございます。具体的にはフリーダイヤル「0120-060-110」ということで開設し、その更なる周知徹底についても現在行っているところでございます。

下請法の執行強化ということで次でございますけれども、親事業者への立入調査の件数については増やしていくということとともに、取締りの強化の観点から、再発防止が不十分な事業者に対して改善報告書の提出を取締役会決議を経た上で求めるといった方向で、運用の強化を行っていく予定でございます。現在、中小企業庁ともその基準について議論をしているところでございます。年度内、速やかに開始をしたいというふうに考えているところでございます。

この次、最後のポイントでございますけれども、違反行為を行っている

おそれが強い事業者の情報であったり、あとは過去の措置実績、関係省庁が提供する情報、こちらは数多く関係省庁から上がってくるということが想定されてございますが、こちらについて一元的に企業情報と下請事業者の情報とを紐付けして管理できるように、補正予算で約1.5億円ほど措置をさせていただいて、新たなシステムを構築すべく今準備をしているところでございます。

以上、パッケージの中身についてでございますけれども、今後こういった取組について事業者など関係の皆様引き続きしっかり周知をさせていただきつつ、このパッケージの中身について着実な実施に努めてまいりたいというふうに考えております。

私の方からの説明は以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対する御質問、御意見を頂きたいと思えます。私が指名した後、御自身でマイクのミュートを解除して、お名前を名のった上で御発言をお願いします。また、事前登録以外の方につきましても、御質問、御意見などがございましたらチャット機能を使用して御発言希望があるということの入力をお願いいたします。

それでは、最初に黒川会員、お願いします。

○黒川会員 読売新聞の黒川です。

この取組は非常に重要で、正に国内の企業物価指数が8.6%上昇と36年ぶりの高さになり、消費者物価は伸び悩んでいます。下請企業がコスト上昇分を被らざるを得ない中で、賃上げが広がらなければ消費も落ち込みかねず、悪い循環になってしまいます。

ただ一方で、これは非常に長年の課題であって、うまくエネルギーコスト分を反映していくようにできるのかどうか。直近の状況で特にこれまでの長年の課題が少しずつ動き出した点があったのかどうか、お伺いできたらと思います。

○守山企業取引課長 企業取引課長でございます。御質問どうもありがとうございます。

正にこの下請企業の方でなかなかコスト上昇分が価格にできないという

問題については、まずは政府においてしっかり重要な課題であるというふうに認識が年末以降されてきたところをごさいますして、具体的な進捗ということに関して申せば、1つは正にパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージということで、私ども公正取引委員会のみならず関係省庁が参加をして、総合的な取組を行っているという部分をごさいますして、公正取引委員会以外にも厚生労働省であったり、全体取りまとめは内閣官房ということをごさいますけれども、そういったところで今回の取組を正に今後しっかりやっていくという流れをごさいます。

必要なフォローアップは、これはまた内閣官房、全体を見ているところが主として見ていきながらやっていくということになろうかと思えますけれども、まずは私どものところでは正に今御質問のところとも関係してくるかと思えますけれども、新しいスキームにおいて関係省庁や事業者の皆様から積極的な分析とか情報提供を今正にお願いしているところをごさいますして、そういった点についてアンテナを高くして我々としてもしっかり分析等をしていながら、しっかりと対応していければというふうに考えております。

○伊藤会長 黒川会員、よろしいですか。

○黒川会員 ありがとうございます。

○伊藤会長 それでは、続きまして、白石会員、お願いします。

○白石会員 白石でございます。

優越的地位濫用ガイドラインの改正を検討ということですがけれども、具体的にどういう項目の改正を検討されているのか、あるいはどういう項目を改正するかをこれから検討するということなのか伺えればと思えます。

○伊藤会長 それでは、お願いします。

○守山企業取引課長 ありがとうございます。

この「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改正の検討でございますけれども、現時点ではまだパッケージに書かれているとおりの中身のみでございます。具体的な改正内容が念頭にあるものではなく、正に今後の検討課題として、例えば本パッケージに基づく独占禁止法、下請法の執行強化にしっかり対応しながら、その進展も踏まえつつ並行して

「独占禁止法上の考え方」の改正の必要性も含めてしっかり検討してまいりたいというふうに考えております。現時点ではお答えできる中身がございません点を御理解いただければと思います。

○白石会員 ありがとうございます。

○伊藤会長 よろしいですか。

それでは、細田会員、お願いいたします。

○細田会員 パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策につきまして、本会合でも何度かお話ししておりますが、一昨年から日本商工会議所では三村会頭が中心となり、政府と共にパートナーシップ構築宣言の推進をしております。こちらは、大企業と中小企業がバリューアップやコストアップをサプライチェーン全体でフェアに分かち合う共存共栄の関係の構築を目的としております。その活動を推進しており、本日現在で6000社以上の企業が署名をしている状況でございます。そのような意味で、価格転嫁を円滑化する政策に合致した方向で産業界も動いていると思っております。

ただ、現在、中小企業は原材料や資材の価格高騰や急激な燃料費のアップについて、コスト転嫁がなかなかうまくいっておりません。毎月、日商では中小企業にアンケート調査を行っておりますが、11月の調査ではコスト転嫁がうまくいっていない企業が8割に上っている実態がございます。是非この点について、公正取引委員会の方でも実態把握を更に詰めていただきたいと思っております。

そのような状況で、このパッケージが政策策定されたことは高く評価しており、更に適正な取引環境が生まれると思っております。

あわせて、今回の御説明を含めて、基本的にB to Bの取引の話が多く言われています。消費者物価はB to C取引に本当の意味があると思っておりますが、そこがなかなか上がっておりません。企業としては本当の意味での実入りがないので、なかなか思い切ったコスト転嫁ができない状況になっております。公正取引委員会の方でこの「C」の部分、すなわち消費者物価の部分を上げていくことについてどのようにお考えなのか、伺いたいと思っております。

個人的には、緩やかなインフレが望ましいと思っておりますが、政策も含めて

お考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○伊藤会長 2点ありましたので、お願いします。

○守山企業取引課長 どうもありがとうございます。企業取引課長でございます。

まず、1点目の実態把握のところをしっかりとという御趣旨だったかと思えますけれども、こちらの方は正に取りまとめたパッケージに基づき、年明けもう既に関係省庁と新たなスキームについては立ち上がったところでございます。この中でしっかりと関係省庁、もちろん事業者の方も含めてでございますけれども、情報についてはしっかり私どもの方に上がってくるというような形で、我々としてもしっかりこれは働きかけていっているところでございます。

その次のB to Cの観点でございますけれども、こちらは下請法、独占禁止法の優越的地位の濫用の規定については、対象は事業者間の取引ということになってございますので、B to Bを前提とした規制ということになっている点は御存知のとおりかと思えますけれども、今回の政府全体のパッケージについてはサプライチェーン全体という視点が含まれてございます。先ほどの前の質問にも関係するところでございますけれども、中小企業庁はパートナーシップ構築宣言の拡大、実効性強化に取り組むというふうにしており、そういった宣言においてもサプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むんだといったところは明記をされているところでございます。加えて価格交渉について親事業者、下請事業者、独占禁止法の優越的地位の濫用の考え方に基づけば取引関係に入ってくる事業者間において、しっかり協議いただきたいというところについて、政府全体の取組の中でも更に本年3月を価格交渉促進月間と再度設定するといったことも今決まっております。政府全体において、そういった中で経済全体に目配せをしている中で、その関連としてパッケージが取りまとめられているというふうに理解しておりますので、私ども公正取引委員会といたしましては、関係省庁との連携や情報収集の取組をしっかりと行っていきながら、このパッケージの中で決められた施策などについてしっかり着実に実施をしていって、中小企業者の皆様への不当なしわ寄せが生じないといったことをしっかりと担保してまいればというふうに考えております。

○細田会員 ありがとうございます。

中小企業へのしわ寄せというよりも、中小企業にはなかなか価格を上げにくい実態があることも是非御理解していただきたいと思います。その点の調査も今後進めていただければありがたいと思います。ありがとうございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、大野会員、お願いします。

○大野会員 ありがとうございます。

それでは、先ほどのパートナーシップによる価値創造という観点につきましては、経団連としましても企業間の適正取引の推進というのが我が国経済の持続的な成長を実現する上で極めて重要であるというふうに考えておるところでございます。昨年末、岸田総理が御出席されましたパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議が開催された際にも、経団連十倉会長から、会員各社に対してサプライチェーン全体での付加価値向上、価格交渉への積極的な対応などを呼び掛けていくということを申し上げさせていただいたところでございます。

細田会員からも言及がございましたけれども、取引適正化等に取り組むことを各社の代表者が宣言をいたしますパートナーシップ構築宣言につきましては、経団連としてもあらゆる機会を捉えて会員各社に周知徹底をしております。その結果、現状資本金3億円以上の宣言企業が約500社ございますけれども、その約半数の230社が経団連の会員企業ということにっております。今後、引き続き宣言企業数の増加を目指すというのはもちろんのことではございますけれども、宣言公表済みの企業に対しても宣言に基づく実効性のある取組を進めるよう呼び掛けてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、もう1点だけ資料の3ページのところにスタートアップとの取引に関する調査についての記載がございます。関連して経団連は、先般、公正取引委員会と経済産業省によるスタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針案のパブリックコメントに対しまして意見を出させていただいているところでございますけれども、私どもとしても

この指針案はスタートアップが大企業などから一方的な契約上の取決めを求められないよう、出資というところに着目した記述を追加したということで独占禁止法の運用の明確化を図る観点から歓迎をしておるところでございます。

そして、今回の改定は大企業側においてスタートアップとの連携を拡大し深化させる、これは非常に重要なことございまして、そのために必要な、適正な出資の在り方について改めて見直す良い契機になるんじゃないかというふうに考えておりまして、経団連が来月に公表いたしますスタートアップに関する包括的な提言におきましても、全てのスタートアップへの出資者が本指針の趣旨を十分に認識の上、遵守することによって優越的な地位を利用した株式の買取請求権の濫用といった諸問題を回避し、スタートアップにとってもよりよい事業環境が構築されるよう呼び掛ける予定でございます。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○伊藤会長 どうもありがとうございます。事務局、何かありますか。よろしいですか。

それでは、河野会員、お願いいたします。

○河野会員 日本消費者協会の河野でございます。御説明ありがとうございました。

この施策の目指すところについては消費者としても共感するところでございます。その上で2点質問させていただければと思います。

1つ目は、今も直前でいろいろ御質問があったんですけども、コストの円滑な転嫁というのは、最終的にはエンドユーザーである消費者の意識変容が伴わなければ実効性が危ぶまれるのではと危惧するところでございます。長くデフレが続いて消費者マインドが少しでも安く、少しでもお得にという傾向が定着する中で、消費者を含む社会全体がこうした今回御提示いただいたような考え方を受け入れるような土壌の養成に関しては、やはり何らかの形で機運を醸成するような周知広報等が大事であると思っておりますけれども、その辺りで何か見通しがあれば御教示いただきたいと思っております。

また、ビジネスと人権の視点からは、各企業に対して今後多分人権デュー

一デリジェンス等が導入されようとしているというふうに理解しておりますけれども、今回の課題というのは価格の問題にとどまらず、労働時間とか待遇等も含めた労働環境などに対するアプローチも大きな課題だというふうに考えていますけれども、パートナーシップという言葉の意味するところ、これは共生ではなく相互理解による協調みたいな意味だとは思いますが、このパートナーシップという言葉が使われているところの真意みたいなものを教えていただければと思います。

それから、2つ目の質問は、対策の対象として重点立入業種に対して毎年3業種ずつ対象を定めて立入調査を行うという記述を拝見したんですけれども、このスピード感で何か私とすると少し悠長ではないかと感じたんですけれども、いかがでしょうかというこの2点について質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○伊藤会長 それでは、よろしくお願いします。

○守山企業取引課長 ありがとうございます。企業取引課長でございます。

今御質問いただいた点の1点目、社会全体に対して働きかけといったところはしっかりやるべきじゃないかというような話と、あと、労働関係の話という点、まずこちらを合わせた点について回答させていただきますと、今回のこのパッケージの策定については、そこに至る議論といたしましても、昨年の総理大臣の所信表明演説以降、政府においては成長と分配の好循環を実現することにより経済を自律的な成長軌道に乗せていくと、そこを目指していくんだということについては度々議論や周知についてもされてきたところでございますし、このパッケージについて正に昨年末に策定をされて、政府全体において総理も含めた関係省庁、政府全体で広く周知、要請がなされてきているところでございます。加えまして、私ども公正取引委員会、そのほか関係省庁においても引き続きこのパッケージの中身や進捗状況については、関係者の皆様へ周知、情報提供、これは引き続きしっかりとやらせていただくところでございますので、そういった意味では引き続きしっかりと関係者の皆様へのメッセージの発出ということもこれまで及び今後も最大限しっかりとされてきておりますし、今後もしっかりやっていくということだと御理解いただければというふうに思います。

このパートナーシップの意味するところでございますけれども、こちらは本パッケージの全体を取りまとめているのは内閣官房になりますので、私どもからこのパートナーシップの中身についてのお答えというのは差し控えさせていただきたい部分もございますけれども、他方で、このパッケージの中身を御覧になっていただきますと、先ほどおっしゃったような点に関係するような厚生労働省の取組も含まれてございますし、先ほど私が申し上げたような中小企業庁の方のパートナーシップに係る取組もしっかり明記をされておりますので、こういった意味においては、このパッケージに基づいて私どもといたしましては厚生労働省との連携強化というものもしっかりと進めていきたいというふうに考えておるところであります。

2点目の重点立入調査のところでございますけれども、今回のこのパッケージにおきまして、私ども公正取引委員会がしっかりやっていく中身としては、今御質問いただきました重点立入業種として毎年3業種ずつ定めた立入調査を行うとしている部分に加えて、独占禁止法の優越的地位の濫用に関する緊急調査、これは年度明け速やかに行うわけでございますけれども、業種を選定の上、こちらに関連して価格転嫁拒否を疑われる事案が発生していると見込まれる分野を対象とする際に立入調査を行う予定ということとしてございますので、時系列的には緊急調査に関する立入調査もしっかりと私どもとしては併せてやるということでございますので、重点的な立入調査については状況を踏まえつつ、その対象とする業種の範囲とこのを判断してしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○伊藤会長 河野会員、よろしいですか。

○河野会員 どうもありがとうございました。

社会のキーワードはサステナブルだと思いますので、是非社会全体をそういう方向に引っ張っていただければと思います。ありがとうございました。

○伊藤会長 それでは、山下会員、どうぞお願いします。

○山下会員 山下でございます。

今会員の皆様から既に御指摘があったとおり実態がどうなっているのかというのをもう少し知りたいなというのが全体的なメッセージなんですが、特に、どこで問題が起こっているのかを企業全体の中で俯瞰できるデータを作成していただけないかと思います。先ほど細田会員の方からも御指摘があったんですけども、製造業と卸売小売業に関するロジックを今の段階だとくみ取りにくいと思います。今のですとスライド16枚目に業種別の措置件数のデータを出してくださっているんですけども、これだと措置件数分の業種というようなことなので、具体的にどこに問題が集中しているのかなというタイプのことが伝わりにくいと思います。

特に質的な問題が大事かと思っております、特にこれは今回の価格転嫁の問題だけでは説明できないことだと思うんですけども、生産性の向上に関して、製造業と流通サービス業との差が近年すごく広がってしまっていて、特に卸売サービスの領域で非常に生産性が低くなっている。そのこととこういう価格転嫁が行われるロジックというのとどうやって絡めて考えていくかというのが先ほどの細田会員の御指摘とも関連するかと思っております、非常に大事な事かと思っております。というのは、業界によって発生するロジックが違えば措置も違ってこなければいけないと思いますので、精査が必要だと思う次第です。例えば普通だとコストを転嫁すると、コストが見える化されて価格に転嫁されていって消費者物価は上がるはずですが、競争が働くとそれによって生産性が向上すると。それによってイノベーションが起こるということを恐らくパートナーシップの政策というのは目指していると思うんですけども、今そのような現象が起きているのか、ただ単に立場の弱い主体がしわ寄せがいつているだけなのか。競争がバリューチェーン全体の生産性向上に寄与するのか、あるいは、逆にしわ寄せ現象のため生産性が落ちてしまっているのか。業界によって違うと思うので、皆さんが話題にされている物価への問題であるとか生産性向上ということとこの政策というのがどういう関係にあるのかということのロジックにつながるような現状把握が進むということがあるといいと思えました。

具体的には、具体的に今まで調査されていると思うので、製造業と流通セクターで措置件数は上がっている中身が質的にどう違うのかということ

をお分かりであれば教えていただけたらと思います。

○守山企業取引課長 ありがとうございます。

正に御参照いただきました令和2年度の下請法に係る業種別措置件数については、こちらはいわゆる年次報告等で対外的に出している、そういう前提で今回提示をさせていただいているところです。実際には御指摘のような形で、業種分類ごと、目安として中分類ということで私どももまずは基本を置いているわけですが、いわゆる文書の発出数なんかで割ったパーセンテージだとか、いわゆる類型についての詳細な分析というのは手元に持っております。

そのところについてどういうふうに扱っていくかというのは今後考えていかなければいけない部分でございまして、加えまして、先ほど新しいスキームに基づいて関係省庁、特に事業所管省庁と連携をしてそちらの方からの情報提供というのをお願いしているという点でございしますが、その際においては、先ほど会員より御指摘があったような点について、そちらは各事業所管省庁においてもそれぞれの所管している業種に基づくいろいろな特性であったり、いわゆる価格転嫁の状況についての個別の阻害要因の分析の違いとかといったところについては、気付く点について私どもの方にしっかりと情報提供をお願いしたいといったような形で今意見交換というのを始めているようなところでございますので、御指摘のようなところというのをしっかりと念頭に置いて今議論を始めている点であるということとは御理解いただければというふうに思います。詳細については、なかなか御説明できない点がございまして、いずれにいたしましても、そういった点もしっかり踏まえていながら今後の取組について検討を行っていきたいというふうに考えております。

○伊藤会長 山下会員、よろしいですか。

○山下会員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○伊藤会長 それでは、吉田会員、お願いします。

○吉田会員 ありがとうございます。吉田でございます。

いつもこの優越的地位の濫用の関連で気になる点なのですが、例えば今回の価格転嫁円滑化スキームということで違反行為情報提供フォームが開

設されたということで、これは大変結構だと思うのですが、ときどき下請業者というか、そういう小さな事業者のお話として、その違反行為を匿名であってもそれを情報提供した場合に、結局親事業者の方から報復をされるんじゃないかと、それが恐ろしいというようなことを時々伺います。そういったことについて、これは表に出てこないことだとは思いますが、大変難しいなといつも感じているのですが、それについて何か実態の把握であるとか、あるいはこのような形でそれを防止できるのではないかということがありましたら教えていただきたいと思います。お願いいたします。

○伊藤会長 お願いします。

○守山企業取引課長 どうもありがとうございます。

今御質問いただいた点は、我々からするとかなり運用上もすごく機微に関わってくるような点もございますけれども、1つは先ほど御説明の際にも指摘させていただきましたけれども、いずれにせよ、匿名ということであれば情報提供を是非やりたいと、そういう一定のニーズがあるということもかなりいろいろな皆様とも議論した上で把握できましたので、そういった意味では、そういったニーズをお持ちの方においてはこういった情報提供フォームは役に立つものではないかと、実際、私も業界の方からお聞きしたりだとか、そこはあるんだろうと思います。

他方で、こういった取組についていろいろと企業関係の中で跳ね返りに懸念がある点もあろうかと思っておりますし、この親事業者様の情報提供というのは、ほかの事業所管省庁とも連携しながら情報を集めてやっていくものと併せて活用して、いわゆる定期調査と緊急調査の際の業種選定等に反映していくというようなのが基本的な流れでございますので、片や個別の事業者の情報提供フォームで記載されてあるなしにかかわらず、私どもとしては、そのほか情報提供も受けながら例えば緊急調査では業種の選定、業種を丸ごと対応していきますので、そういった意味で個別の事業者が何かをしたから、調査が行われたというような1対1的に捉えられるようなことはないような形で、本件についてはいろいろ総合的な取組の中で調査などもされていくというふうに見えていくこととなります。そういった意味で、バランスを取りながら対応していきたいというふうに考えてございま

す。

御懸念の点については認識しておりますので、そういったことがないよう
うにしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○伊藤会長 吉田会員、何かよろしいですか。

○吉田会員 ありがとうございます。

○伊藤会長 それでは、1つ目の議題はこれぐらいにして、2つ目の議題に移りたい
と思います。官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書に
つきまして、小室調整課長から御説明をお願いします。

○小室調整課長 私の方から御説明をさせていただきます。

まず、1枚目でございます。

まず、調査の趣旨及び調査方法でございますけれども、行政のデジタル
化の推進が喫緊の課題となっているので、競争政策の観点から多様なベン
ダーが参入しやすい環境を整備することが重要であるとの認識の下、官公
庁向けアンケート調査、ベンダー等へのヒアリング、有識者意見交換会を
開催するなど調査を行ってきたものでございます。

この有識者意見交換会につきましては、この資料の一番最後にございま
すけれども、この独占禁止懇話会の会長代理である川濱先生にもメンバー
になっていただきまして、御協力を頂きました。この場を借りて厚く御礼
申し上げます。

それから、官公庁における情報システム調達におけるベンダー、これは
大手ベンダーですとか地場のベンダーが該当するものでございますけれど
も、今回の調査におきまして、後でまた資料でもお見せいたしますけれど
も、官公庁に対して既存ベンダーと再度契約することとなった事例につい
て確認しましたところ、98.9%の割合で既存ベンダーと再度契約したこ
とがあるとの回答がありました。この全てが問題となるベンダーロックイン
というものではございませんけれども、特定のベンダーが長期間にわたっ
て特定の官公庁にシステムを提供しているという状況がうかがわれるとこ
ろでございます。

今回の調査におきましては、その背後に独占禁止法上の問題があるの
ではないか、また、そもそもベンダーロックインが起きないようにして多様

なベンダーが新規参入できるようにするためにはどのような調達の仕組みが望ましいのか、この問題を解決するために調査を行ってきたものでございます。

調査の視点でございますけれども、競争政策上の検討事項といたしまして、右の図にありますとおり、共通機能のほか、細分化された情報システムが連携され、個々の情報システムごとに整備等を柔軟に実施できる情報システムの疎結合化、また、疎結合な情報システムの円滑な連携、そして、オープンな仕様の設計や情報システムのオープンソース化、さらに、具体的な取組を官公庁が行うための組織・人員体制等の整備を挙げているところでございます。

これらの点につきましては、例えば後ほど報告書本体を御覧いただければと思いますけれども、報告書本体の3ページにございますとおり、デジタル社会の実現に向けた重点計画というものにおきましても、ガバメントクラウドの活用の中で今後推進すべきこととして、情報システムの疎結合化等について触れられているところでございます。このようなデジタル庁を中心に進めていただいている行政のデジタル化の推進に係る取組について、現状どうなっているか、競争政策の観点からどのようなことが申し上げられるか、これらの点についても調査の視点としたところでございます。

また、独占禁止法上の検討事項といたしまして、情報システム調達におけるベンダー等の行為につきまして、独占禁止法上の考え方や留意点の整理を挙げているところでございます。

2枚目でございます。

また、ネットワークについても調査の視点としてございます。例えば、地方公共団体におきましては、いわゆる三層の対策が講じられているところでございますけれども、昨年末のデジタル社会の実現に向けた重点計画におきましても、この三層の対策の抜本的な見直しを含め、国・地方を通じたネットワーク環境と総合的に検討を進めることとされているところでございます。これらの取組が行われることによって、多様なベンダーの新規参入が促進されることとなれば、競争政策上望ましいのではないかと調査の視点として示させていただいたところでございます。

それから、次のページ、ベンダーロックインの状況を把握するための一助といたしまして、官公庁が既存ベンダーと再度契約することになった理由について調査を行いましたところ、既存ベンダーしか既存システムの機能の詳細を把握することができなかつたため、それから、既存システムの機能に係る権利が既存ベンダーに帰属しているため、との回答が多くございまして、その背景としましては、官公庁において情報システムに関する知見や人員体制が不足している可能性があるのではないか、そして、情報システム調達において官公庁が仕様書の作成や受注者との契約を行う際に、特定のベンダーに偏った仕様となっていたり、権利処理が適切になされていない可能性が考えられたところでございます。

こういった点を踏まえまして、先ほど申し上げました検討事項について調査した結果でございますけれども、まず情報システムの疎結合化につきましては、有識者、ベンダー、官公庁から、おおむね好意的な意見がみられたところでございます。また、API連携等による情報システム間における円滑な連携につきましては、情報システム間のAPI連携が余り行われていない状況が見受けられましたところ、円滑な連携についての重要性について有識者の方々から御指摘を頂くとともに、そのためのデータの標準化についての重要性についても官公庁等から指摘がございました。

以上を踏まえまして、競争政策上の考え方といたしまして、情報システムの疎結合化は競争政策上望ましいと提言させていただいております、そのためには疎結合化等を含めた調達単位の考え方であるとか、APIの標準化及び整備基準等について、今後、デジタル庁において、官公庁向けの参考資料を充実させるとともに、その普及啓発等が図られることが望まれるとしているところでございます。

続きまして、オープンな仕様の設計でございますけれども、7割近くの官公庁が内部の職員のみで仕様書を作成している実態があり、それに当たっての官公庁からの苦勞の声が聞かれたところでございます。また、一部の官公庁におきましては、コンサルティング事業者に対し、仕様書の作成支援業務等を委託している場合があるとのことであり、そのメリットや留意点について官公庁等から指摘がございました。

以上を踏まえまして、競争政策上の考え方といたしましては、官公庁がオープンな仕様を設計することは、競争政策上望ましいと提言させていただいた上で、オープンな仕様の設計に当たっては、意見招請やRFIを実施して複数の事業者から仕様書作成に必要な情報提供を受けたり、発注支援業務を行う事業者を活用することもオープンな仕様を設計するための一つの手段となり得ると、このような助言をさせていただいております。また、官公庁は専門人材の採用を進めるなど組織能力の強化を図るとともに、デジタル庁等におきまして、複雑な情報システムの仕様の検討等に当たりましては、外部事業者への発注の予算を確保できるような環境整備が行われることが望まれるとしているところでございます。

続きまして、情報システムのオープンソース化でございますけれども、オープンソース化している情報システムがあると回答した官公庁は4.7%と少数でございましたけれども、オープンソース化の実例としまして、東京都の新型コロナウイルス感染症対策サイトですとか、国土地理院の地理院地図がございました。また、諸外国におけるオープンソース化の取組も進んでいる状況にございました。さらに、オープンソース化につきましては、ベンダー、有識者からも好意的な意見がみられたところでございます。

以上を踏まえまして、競争政策上の考え方といたしまして、官公庁における情報システムのオープンソース化は競争政策上望ましいと提言させていただいた上で、留意点もございりますが、諸外国における取組を参考にしつつ、我が国においても、デジタル庁が情報システムのオープンソース化のメリットや推奨分野等を示すことなどにより、国全体として情報システムのオープンソース化の推進を図ることが望まれるなどとしているところでございます。

その他ベンダーロックイン防止のための取組、それから、官公庁とベンダーとのマッチングについては、時間の関係上説明は省略させていただきます。

続きまして、情報システム調達に関する組織・人員体制の整備でございますけれども、結果といたしましては、専門部署は設置しているものの人員は十分ではない、また、情報システムに関して深い知見を有している者

が十分でないといった実態となっているということで、官公庁からも人材確保についての苦労の声が聞かれたところでございます。

以上を踏まえまして、競争政策上の考え方といたしましては、情報システムに関する人員の確保・拡充、専門職化のための必要な制度設計や予算措置など、多様なベンダーの参入が見込まれる情報システムの構築に向けた体制が整備されることが競争政策上望ましいと提言させていただいた上で、デジタル庁は採用ノウハウをマニュアル化して官公庁に提供し、各官公庁より効果的に人材を採用できるよう支援することが望まれる。また、IT専門人材採用の整備及び確保につきましても、デジタル庁が主導的に取り組むことが望まれるとしているところでございます。

情報システム調達に関する官公庁の研修体制・マニュアル等の整備でございすけれども、情報システム等に関する研修は行われているものの、自らの個々の情報システムの詳細を把握するための研修やベンダーロックインを防ぐための研修は行われていない、また、マニュアルの整備は不十分といった実態となつてございまして、官公庁からも内部職員の能力向上について苦労の声が聞かれたところでございます。

以上を踏まえまして、競争政策上の考え方といたしまして、研修体制・マニュアル等の整備により多様なベンダーの参入が見込まれる情報システムの構築に向けた体制が整備されることが競争政策上望ましいと提言させていただいた上で、官公庁は情報システムに関する情報や知見を組織全体で共有し、当該問題に取り組むことが望まれるとしまして、国全体としてベンダーロックインの防止に取り組んでいくためには、デジタル庁、総務省、都道府県において研修等の取組を支援するとともに、都道府県と市区町村との間で情報を共有することができる体制を支援するなど、官公庁の体制整備の促進・サポートを図ることが望まれるとしているところでございます。

続きまして、情報システム調達におけるベンダー等の行為について独占禁止法上問題となり得る行為について、独占禁止法上の考え方を整理してございます。

まず、仕様書の作成に際し、自社又は特定社のみが対応できる機能を盛

り込むことについて39機関からそのような行為があったとの回答がございました。

この点について独占禁止法上の考え方といたしましては、ベンダーが、発注担当者が仕様に精通していないことに付け込み不正確な情報を提供するなどして自社のみが対応できる仕様書による入札を実現し、自社の仕様を盛り込むことにより、他のベンダーの入札を困難にさせている場合などには、独占禁止法上問題となるおそれがあると整理させていただいた上で、ベンダーに対して、それから、官公庁に対して、未然防止のためにはどのようなことをすべきか具体的な方向性を示させていただいたところでございます。

続きまして、合理的理由のない仕様の開示の拒否、データの引継ぎの拒否等についてでございますけれども、こちらについても21機関からそのような行為があったとの回答がございました。

この点につきましては、独占禁止法上の考え方として、既存ベンダーが、官公庁等に対し、合理的な理由がないにもかかわらず、他のベンダーに対して仕様の開示を拒否すること、他の情報システムの接続を拒否すること、新システムのデータ移行を拒否することなどは独占禁止法上問題となるおそれがあると整理させていただいた上で、デジタル庁に対しましては、仕様書・契約書のひな形等を作成し、統一的に周知することなどを、それから、ベンダーに対してもこういった対応をした方がいいということについて申し上げさせていただいたところでございます。

それから、既存ベンダーからの別々の物品・役務を一括発注するなどの要求につきまして、他の情報システムの調達について他のベンダーに委託しないよう要求されたり、別々の物品・役務を一括発注するように要求されたことはあるかについて、それぞれ8機関、26機関からそのような行為があったとの回答がございました。

この点につきましては、独占禁止法上の考え方として、官公庁に対して既存システムの運営等での不利益を示唆するなどにより、その後の情報システム調達について他のベンダーに委託しないように要求すること、また、虚偽の説明をするなどして別々の物品・役務と一緒に委託させることは、

独占禁止法上問題となるおそれがあると整理させていただいた上で、ベンダー、官公庁に対してそれぞれ留意する点について申し上げさせていただいているところでございます。

それから、安値応札でございますけれども、こちら35機関からそのような行為があったとの回答がございました。

この点につきましては、独占禁止法上の考え方といたしまして、官公庁における情報システム調達に際しまして、ベンダーが供給に要する費用を著しく下回る価格で繰り返し受注することによって、他のベンダーが受注の機会が得られなくなるなどの場合には独占禁止法上問題となるおそれがあると整理させていただいた上で、後継業務についてどのように発注すべきかという点についても留意点を示させていただいたところでございます。

最後に、ベンダー間等の受注調整でございますけれども、5機関からそのような行為が疑われる入札があったとの回答がございました。

この点につきましては、独占禁止法上の考え方として、ベンダー間の受注調整については独占禁止法上問題となるおそれがあると整理し、それだけでなく、発注支援業務を行うコンサルティング事業者が受注調整に関与する場合についても独占禁止法上問題となるおそれがあると整理したものでございます。

最後のページでございます。公正取引委員会の今後の対応といたしましては、デジタル庁等の関係省庁と連携しながら、本報告書で示した考え方の普及啓発に努めることにより、官公庁、ベンダー等において自主的な取組が行われ、官公庁の情報システム調達において公正かつ自由な競争が促進されることを期待するといたしまして、加えて情報システム調達における独占禁止法違反行為に対しては厳正に対処していくこととしているところでございます。

さらに、行政のデジタル化の推進が喫緊の課題であり、デジタル社会の実現に遅れがあってはならないことから、我が国のネットワークを含む情報システムに関して、多様なベンダーの新規参入の促進が図られているかなどについてフォローアップを行うなど、引き続き当該分野を注視し、デジタル庁と連携して競争環境の整備を行っていくこととしているところで

ございます。

行政のデジタル化の推進につきましては、この後数年が大変重要な時期になると考えられるところでございます。このような今後の対応の中で、今回整理し、お示しさせていただきました独占禁止法上の考え方に該当するような行為につきましては、繰り返しになりますけれども、厳正に対処していく必要があるのではないかと考えているところでございます。また、本実態調査は、官公庁における情報システムを対象に実施したものではありませんけれども、民間における情報システムに係る取引においても、本報告書と同様の論点を有する部分につきましては、本報告書における考え方が有用であると考えられますので、官公庁にとどまらず広く情報システム調達に携わる関係者におきまして、本報告書で示した考え方に留意し、ベンダーロックインや独占禁止法違反行為の未然防止に取り組むことを期待するとしているところでございます。

本報告書の取りまとめに当たりましては、デジタル庁等におきましては最後のページに紹介しておりますけれども、情報システム調達に関する意見交換会にオブザーバーとして出席いただくなど、デジタル庁と連携し、総務省とも調整させていただいておりますので、本報告書の提言事項については、その実現に向けて前向きに対応していただけるものと考えておりますし、2月10日のデジタル庁牧島大臣の記者会見におきましては、牧島大臣から、「ベンダーロックインを防止するための検討事項として、報告書で記載されている情報システムの疎結合化、オープンな仕様の設計、情報システムのオープンソース化、組織や人員体制の整備などについて、デジタル庁としてもベンダーロックインはシステム整備や運用費用が高止まりになる問題があるという認識を以前より持っておりますので、しっかりと多様なベンダーが参入しやすい環境づくりにこれからも取り組んでいきたいというふうに考えております。公正取引委員会を始め関係省庁とも連携して、競争環境の整備に取り組んでまいりたいと存じます」と御発言いただいているところでございますので、引き続き、連携してこの問題に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対する御質問、御意見につきまして私が指名した後、御自身でマイクのミュートを解除して、お名前を名のった上で御発言をお願いいたします。

まず、黒川会員、お願いします。

○黒川会員 読売新聞の黒川です。

正にベンダーロックインの問題点につきましては浮き彫りになって、非常に意義があると思います。

政府としても、デジタル社会の実現に向けた重点計画をまとめて、省庁や自治体によってばらばらだった仕組みを改めるとかクラウド化を進めると、大きな方針を示しています。今回の報告書に限らず、フォローアップが大変重要だというのは正にそのとおりで、進捗状況をよりきめ細かく指摘していくということが重要になるんじゃないかなという印象を受けました。これは印象です。

以上です。

○伊藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、野原会員、お願いします。

○野原会員 日本では、行政、官公庁のデジタル化が海外に比べ遅れていると言われています。本調査は、官公庁の情報システム調達について競争政策の観点から、ベンダーロックインの状況や対策等の実態を把握し課題を明確にしたもので、的を射た切り口での調査であり、高く評価できると思います。特に、数多くの具体的な対策が提言されている点が際立っていると評価しています。したがって、提案された個々の改善策を的確にやっているかフォローアップしてチェックしていくことが重要だと思います。さらに、その結果として、多様なベンダーの新規参入の促進が図られているのかというアウトカムについてもフォローアップをしていただきたいと思います。それが1点目です。

2点目について。本調査は多様なベンダーが参入しやすい環境整備が実現することを目標に掲げて行われているので、今申し上げたところまでで十分役割を果たしたと言えます。けれども、より高い視点、本質的な目標

は行政のデジタル化推進であり、さらにその結果として、行政サービスの質向上や生産性向上が成し遂げられることだと思います。その点も加味して、フォローアップでは公正取引委員会の範疇を超えるかもしれませんが、多様なベンダーの新規参入の促進が図られているかだけでなく、結果として行政のデジタル化の推進が順調に進んでいるのかどうかについても、フォローアップしてほしいと思います。それは、この競争政策自体がうまく機能したかどうかという評価にもなると思います。以上が2点目です。

3点目ですが、今回の調査テーマは時宜を得ていますけれども、技術革新速度は速いので、調査すべきテーマも変化していきます。その時には、システムの疎結合化やオープンソース化でなく、別のテーマがベンダー間の適切な競争環境を整備するためのキーポイントとなってきます。そのため、デジタル庁と連携して、適時適切なフォローアップ及び調査課題の設定を行って、その都度重要な調査課題で早め早めに調査を行っていただきたいと思います。

以上、3点です。

○伊藤会長 どうぞ事務局の方から。

○小室調整課長 御指摘、御発言ありがとうございます。

最初に御発言いただきました黒川委員からのフォローアップの重要性について御指摘を頂いたとっております。それから、野原委員の方からはアウトカムについての評価と行政のデジタル化の推進そのものについての評価、加えて、技術革新に伴ってしっかりとした課題設定をしていくということについて重要だという御指摘を頂いたとっております。

確かに今御指摘いただいたことについて私どもも調査を行っておりますので、この分野の特殊性として非常に強く認識した部分でございますので、この分野につきましても、間を空けないでフォローアップをしていくということが各方面からかなり求められているところでございますので、今御指摘いただいたことを踏まえてしっかりとしたフォローアップをしていけるように準備していきたいと思っております。ありがとうございます。

○野原会員 よろしくお願ひします。

○伊藤会長 よろしいですか。

それでは、泉水会員、お願いします。

○泉水会員 ありがとうございます。泉水です。

今回の情報システムのベンダーロックインについて報告していただきまして、大変ありがとうございました。私からは情報システムだけではなく、もう少し広い意味での言わばベンダーロックインについて、自治体等の入札監視委員として20年近くいろいろな自治体等で入札を見てきた者として強く思うところがありましたので、広めの話をさせていただきたいと思っております。

と申しますのは、例えば河川とかダムなどの監視システムというのがあります。これについては、それを落札して設置したものは更新、改修、メンテナンス等についてもほぼ確実に契約を取っていて、それが10年、20年、ダムなんかの場合は30年と1つの業者がその後の契約を取っているというのが実態だと思います。これはほかにも例えば下水処理場とかごみ焼却炉とか火葬場とか、あるいは警察の交通監視システムとか、さらには小さいものではエレベーターまで非常にたくさんのものがこのような形で、言わば広い意味でのベンダーロックインが起こっているというふうに理解をしております。

これについてなぜこんなことが起こるかといいますと、最初のシステムを設置した業者がその後の更新、改修、メンテナンスにおいて非常に有利な立場にある。これは報告書にありましており特許権等の知的財産権を持っているような場合はありますが、ノウハウ等非常によく分からないノウハウを自ら最初のところで付けていますので、その点で圧倒的にかなりコスト上有利であると。そういう意味で他の新規参入者との関係あるいは競争上の関係で広い意味での情報の非対称性がある、これが大きなコスト差になっていて、非常に有利になっているというのが実態だというふうに思います。

また、設置とか改修とかメンテナンス、これは一種のアフターマーケットと言っていいと思いますが、アフターマーケットにおいては、その費用については汎用品ではないので、結局その業者に見積りを取らざるを得ない状況にあります。汎用品は非常に珍しいと思うので、当該設置業者に見

積りを取ると言い値になってしまう。それから、新規参入予定者に対して見積りを取っても、新規参入予定者のコストが高くなってしまうので、やっぱり見積りは高くなって言わば言い値といいますか、独占的な価格でアフターマーケットにおいて価格が設定される。それが10年、20年、極端な場合は30年も続いていると、そういう実態があるというふうに思います。

これをどう解決するかと申しますと、今日の御報告にありましたとおりアフターマーケットについても個々の入札において競争性を確保するということが最もいいということは間違いないんですけども、しかし、それがうまくいかないというのが実態だと思います。特に自治体等においては、先ほども言ったような行政についてはうまくいっていないし、自治体の職員の能力等もございますし、少なくとも一部の分野についてはうまくいかない。個々のアフターマーケットの競争を確保するというのでうまくいかないという実態は今後も続くのではないかと思います。

それで、どうしたらいいかなんですけども、私も考えまして、最初の耐久財の設置、入札等ですね。それから、更新、改修、メンテナンスですね。これを一括して競争入札するというのが1つの方法ではないかと考えております。この場合、2つほどやり方があると思うんですけども、つまり5年とか10年を合わせた契約が考えられるんですけども、単年度会計の問題がありますので、なかなかそれがうまくいっていないのが実態だと思います。だけれども、単年度会計の問題についてもかなり最近緩和されてきていると思いますので、そうやって最初の耐久財の設置と更新、改修、メンテナンスを一括競争入札するというのをもう少し考えていいんじゃないかと思います。

もう1つは同じことなんですけれども、1つのプロジェクトとして何かのシステムを設置する場合、メンテナンスと改修も含めて1つのプロジェクトと考えて、それで例えば10年単位のプロジェクトの入札をするというようなことがもう少しあっていいんじゃないかと。今日御提案された方法というのは非常に重要だし、最も根本的な解決であるんですが、そして情報システムのところでは特に重要だと思うんですけども、先ほど言ったようなもっと広いベンダーロックインが起こっている状況においては、今

言ったような方法も提案されたり考えられていいんじゃないかと思います。

私からは以上です。

○小室調整課長 御指摘ありがとうございます。

最初にお話がありました河川の監視システムのベンダーロックインなどは、確かに1つのシステムの中の話かもしれませんが、やはり世の中ベンダーロックインがかなり起きていると感じます。私どもの調査の中でもやはり情報システム調達につきましては、先生からも御指摘ございましたとおり情報の非対称性があると、これがやはり大きな要因になってくる、それから、アフターマーケットの問題があるというのも、正に御指摘のとおりかと思いました。

先生の方から2つほど改善策といいましょうか、御提案がございました。私どもの検討の中でも有識者の意見交換会におきまして、入札制度をいろいろ変える必要があるのではないかといった意見もありました。こういったことも含めまして、情報システム調達に限らないベンダーロックインをどのように防止していくかについても引き続き我々の方でも意識して勉強してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○泉水会員 ありがとうございます。

○伊藤会長 よろしいですか。

それでは、土田会員、お願いいたします。

○土田会員 ありがとうございます。

実は私もある独立行政法人の入札監視委員会の仕事を数年行いましたので、その経験や印象に基づきまして、3点ほど意見を述べさせていただきたいと思います。

1つは、ここが基本だと思うのですが、発注者の意識改革、これがもう出発点といいますか、基本的に重要なポイントだというふうに思っています。発注者の側でベンダーロックインを意識するところというのは、私の経験からすると、ものすごく少ないと思います。例えば、大規模なコンピューターシステムを導入するということに入札をやるわけですね。そして、ある業者、ベンダーが落としました。その後の維持とか管理は、これはもうそのベンダー系の会社がずっと何年もやっていく。更新する場合

も入札をやるのですけれども、なかなか他のベンダーがそもそも応札してこないわけですね。つまり一者応札です。ずっと一者応札が続くというようなことがあります。そして、そのことを発注者の側も余り不思議だと思わない。何でそんな面倒くさいことをしなきゃいけないんですかというように、そこまでは言われませんが、そういう意識が結構あるような印象を受けました。ですから、発注者の意識をまず変えるというのが基本的に重要だというふうに思います。

それから、2番目ですけれども、システムやデータに関する権利、これを発注者の側に留め置くということをしておかないとどうしようもない。特にデータは、データオーナーシップということが言われていますけれども、別にデータに所有権が民法上成立するわけではないので、これはもう契約によって発注者がコントロールできるようにしておかないとどうしようもないと思いますね。だから、そういうシステムやデータに関する権利を発注者がコントロールできるような内容にしておくというのが2番目に重要なポイントではないかと思います。

それから、第3点ですが、発注単位、実績要件、これはなかなか微妙なところがあります。発注単位は細かく分ければ分けるほどいいかといわれると、なかなかそうもいえない。疎結合化も基本的にはそのような方向だと思いますが、細かく分けるとどうしても受注金額が小さくなるということで、応札してこないという実態がありました。ですから、せいぜい一者応札ということになって余り競争的な入札が期待できないということがありますので、発注単位についても微妙なところはあるのですけれども、細かく分ければそれだけでいいということには必ずしもならないかなというふうに思います。

簡単ですけれども、また一般的なお話ですけれども、3点意見を述べさせていただきます。以上です。

○伊藤会長 何か、お願いします。

○小室調整課長 先生、御指摘ありがとうございました。

発注者の意識改革が重要という点は正にそのとおりかと思っております。確かに1社じゃないとしょうがないというようなことが間々あるわけですが

けれども、私たちの調査をしている中でやはり発注機関がもう少し能力を高めていくと、1社ではなく違うやり方があるのではないかといったことが散見されたというところでございます。ここは非常に今後に向けた大きな課題ではないかと思っているところでございます。

それから、システムやデータについて発注者の方に権利を留め置くようにしておこうというのは正にそのとおりかと思えます。私どもの報告書の中におきましても、概要版の18ページのところでございますが、仕様の開示の拒否とかデータの引継ぎの拒否等につきましては、1つの対応策としてデジタル庁の方で仕様書や契約書のひな形を作成して、統一的に周知してもらおうというような、きちんと契約に最初からうまく仕込まれるようなやり方が望ましいといった提言をさせていただいております、後から独占禁止法で打つということではなくて、やっぱり事前にその契約をしっかりとしておくということが大変重要ではないか考える次第でございます。

それから、発注単位の問題につきましては、確かに小さいとなかなか入ってこないといった問題はございます。疎結合化に向けてどうやっていくかということについては個別具体的に考えていかなくはいけない問題かと思えますけれども、その点についてもいろいろな事例を見ながら、今後、各自治体において検討がなされることを期待しているところでございます。御指摘ありがとうございました。

○伊藤会長 よろしいでしょうか。

それでは、田中会員、お願いします。

○田中会員 御指名ありがとうございます。

まず、2月8日ですか、情報システムの調達とかベンダーロックインに関して公正取引委員会の報告書ですけれども、皆さんもよく御存知のとおりメディアでも非常に大きな話題になりましたし、私もいろいろな会社に関わっている中で、実務的にも非常に大きな影響を与えられて、非常に明快にいろいろな問題点を示されたので、非常にいい報告書をいいタイミングで出されたんじゃないかなと思っていますので、まずもって非常にいい機会が提供されたということで高く評価申し上げます。

それから、もともとベンダーロックインの問題というのは恐らく攻めと

いう意味ではDXの推進というところでしょうし、公正取引委員会が受け持っているセレクションとしては独占禁止法上競争政策にとどまっているので、解決策としては非常に難しい問題だとは思いますが、やはりこの報告書が発表されてからメディアの論調を見ていると、やはりそもそも行政側の担当者の知見が不足していて、そもそもベンダーロックインを望んでいるんじゃないかというような指摘もありましたし、僕も実務的には全くそのとおりだと思うので、恐らく本質的には行政側の担当者の知見を高めていくということがないとベンダーロックインの行政側の問題は解決できないんじゃないかなと思いますし、それから、もともとDXの推進というところから考えてみると、やっぱり残念ながらこの2年間、コロナ禍で国内外を比較して見ると、全ての業界でやっぱり米中と日本で比較をすると、結果的にほとんどデジタル化が進まなかった。もともとはデジタル化というよりはDXを推進しなきゃいけなかったのに、論点がDXどころか、デジタル化どころか、ほとんどシステム化という話に矮小化されてしまっていると思うんですね。

ですから、もちろん独占禁止法上のセレクションの中で抜本的にDXを推進するというを行うのは非常に困難だと思いますけれども、もう極めて論点が矮小化されて、DXどころかデジタル化どころかシステム化ぐらいの話にしかとどまっていないので、競争政策上し得ることは非常に限られているとは思いますが、そういった視点からも国のDXの推進というところに少しでも貢献できるようなことを打っていただければと思います。

いずれにしても、今回一石を投じたという意味では非常にすばらしいタイミングですばらしい内容の報告書だったと思っていますので、本当にありがとうございました。以上でございます。

○小室調整課長 御指摘、誠にありがとうございます。報告書を評価いただきまして、大変うれしく考えております。

正にデジタル化について推進していく、それが一番大きなこの報告書の目的かなと考えておりますので、御指摘を踏まえまして、これからもいろいろこの報告書の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。どうも

ありがとうございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、3つ目の議題に移りたいと思います。競争政策研究センターの活動状況につきまして、菱沼官房参事官から説明をお願いいたします。

○菱沼官房参事官 官房参事官の菱沼でございます。

競争政策研究センター、CPRCの活動状況について御報告いたします。

まず、競争政策研究センターとはということで、資料2ページの囲みの中にございますように、独占禁止法及び競争政策に関する理論的な研究等を実施することによりまして、法執行、そして、競争政策の企画立案、評価を行う上での理論的な基礎を強化することを目的といたしまして、2003年6月に研究センターとして発足しております。

この理論的・実証的な基礎を強化するために、専門家等の参画を得まして研究活動を行うほか、各種イベントを開催しております。具体的な内容は後ほど御紹介いたします。

体制といたしましては、組織内研究機関としての位置付けで、外部の有識者を非常勤の形で、所長、主任研究官及び客員研究員として委嘱してございます。

資料3ページになりますが、現在、所長を務めているのは松島法明大阪大学社会経済研究所教授、そして、主任研究官として、経済学及び法学のそれぞれ2名ずつ、合計4人の方々に委嘱しております。この合わせて5人の方々が中心となって活動に当たっていただいております。

また、資料4ページでございますけれども、客員研究員として主にディスカッション・ペーパーの執筆という形を通じまして、CPRCの研究活動に携わる学識経験者の方々が現在19名ほどいらっしゃいます。今申し上げました体制でCPRCは政策と学術研究、また、経済学と法学をつなぐ接点あるいは懸け橋としての活動を展開している状況でございます。

さて、資料5ページ以降は具体的な研究活動についての御紹介となります。まず公正取引委員会は競争政策研究センター内におきまして競争政策上の課題についての議論を行うために法学、経済学、その他の各分野の専門家をメンバーといたします検討会を開催してきております。この研究会

という活動は、最近6年ほどで展開するようになったものでございます。最近のものを3つほど挙げてございますけれども、「データ市場に係る競争政策に関する検討会」、こちらは次のページで御説明いたします。それから、「業務提携に関する検討会」、そして、「人材と競争政策に関する検討会」ということで、要点はこの資料に掲げてございますけれども、こういった形でそれぞれの政策課題につきまして検討を行っているという状況でございます。

直近に開催したデータ市場に係る競争政策に関する検討会について、この機会に御説明したいと思っております。このデータというものはデジタル社会における競争力の源泉であるという認識が広がりつつある中で、サイバー空間、仮想空間だけではなくてフィジカル空間、実空間での利活用の動きが出てきております。例えば、様々なデータを共有の基盤に集積するデータプラットフォームという形であったり、あるいはデータ取引市場、例えば、工場やプラントの機械などから生成されますデータを提供する、あるいはそれを利用する両者をマッチングして取引を成立させる、そういった市場であったり、あるいは個人から委託を受けて個人のデータを管理する情報銀行というもの、こういった仲介者を介したデータの取引という新しい形でのデータの流通・利活用が現れ始めているという状況でございます。

また、ここに書いてございませぬけれども、海外でもデータ戦略の策定の動きがございまして、我が国でも昨年6月に策定した包括的データ戦略の中でもデータ流通を促進するということが掲げられております。こうした状況を踏まえまして、競争政策の観点からもデータを活用した事業における競争をより活発にし、イノベーションを推進する方策の検討を進めていくことはデジタル時代における日本経済の発展を目指す上で大きな意義があると考え、この検討会での検討を行ったものであります。

このデータ流通・利活用に係る事業には、データを生み出す生成者から提供者、利用者、政府、団体など様々な利害関係者が参加する場合も多くございます。このような状況を踏まえまして、資料6ページの楕円の中にございますように、この報告書はデータに係る取引の場だけではなく、データを活用した商品・サービスがユーザーに提供される場も含めたデータ

流通の場をデータ市場と解した上で、競争政策上の課題等を整理したものでございます。

そして、競争政策の観点から望ましいと考える事項ということで大きく6点ほどまとめてございます。まず、今申しましたように多くの関係者が参加する場合も多いということで、この多くの関係者の参加を得た仕組み構築等というものが望まれるということでございます。それから、2点目として、データへの自由かつ容易なアクセスの確保が重要、望ましいということ、3点目として、政府等に期待される取組ということで、協調領域におけるもの、競争領域におけるものそれぞれについて述べております。

それから、4点目として、データポータビリティ、データの持ち運びの関係あるいはインターオペラビリティ、相互運用性の確保の必要性について、5点目として、プライバシーに対する懸念への対応について述べております。最後に6点目として、仲介事業者あるいはデジタル・プラットフォーム事業者に対するルールの在り方ということで、この規模の経済、ネットワーク効果が働き、独占化・寡占化が進みやすいという懸念があることから、必要に応じて事前規制も含めた対応を検討することも考えられるとしてございます。そのような内容の報告書が昨年6月に公表されております。

次に、資料の7ページに移り、日々の研究活動について申します。まず、ディスカッション・ペーパーの作成・公表ということで、競争政策上の先端的な課題につきまして、客員研究員等が研究の成果を執筆者の名義・責任の下に公表するものでございます。今年度は、今のところ7本のディスカッション・ペーパーを公表しており、これにつきましては、公正取引委員会ウェブサイトのトップページから移ることができるCPRCのウェブサイトに掲載しております。

なお、このディスカッション・ペーパーの研究を進めるに当たりましては、研究計画、中間報告、最終報告といった研究の節目にワークショップという会合を開催して、研究の質的向上を図っております。

ちなみに、今申しましたCPRCのウェブサイト、これは情報発信の大きな手段でございます。このディスカッション・ペーパーに限らず、シン

ポジウムなどのイベント開催情報、イベントの傍聴者・参加者の募集、あるいは検討会報告書などを掲載しております。また、英文版のウェブサイトも設けております。邦文のディスカッション・ペーパーにつきましても、少なくとも要約を英文で掲載するという取組を進めてございます。資料8ページには、最近発表したディスカッション・ペーパーのタイトル、それから、携わった方々を挙げております。経済学系、法学系等、様々なテーマを扱っているところでございます。

資料9ページに移ります。イベントの開催ということで、このページに掲げてございます(1)と(2)、これは広く一般の方々に御参加いただけるイベントを挙げております。競争政策の動向に係るステークホルダーの理解増進を図るという狙いがございます。

まず、1点目のシンポジウムは、国内外との交流拠点の機能を果たす目的で、海外の競争当局担当者あるいは国内外の学識経験者を迎えたシンポジウムを開催するというところでございます。大体年間2件のシンポジウムを開催するという状況でございます。来る3月25日にはグリーン成長と競争政策というテーマでシンポジウムを開催する予定であり、参加者の募集を既に始めております。

また、資料10ページに挙げておりますが、昨年11月には大阪シンポジウムと題しまして、スタートアップの成長と競争政策をテーマにシンポジウムを開催しております。

それから、2番目といたしまして、公開セミナーということで、こちらはシンポジウムではなく講演会という形になります。国内外の学識経験者・有識者を講演者といたしまして、主として学術関係者を対象にアカデミックな議論を深めることを目的に公開セミナーを開催しているものでございます。「デジタルプラットフォームと競争」、あるいは、昨年6月にはOECD競争委員会議長のジェニー氏を講師として招いて、「Competition law enforcement and competition regulation」をテーマに公開セミナーを開催しております。こちらにつきましては、日本国内だけでなく海外からの傍聴者もございまして、その海外の傍聴者からの質問、それに対するジェニー氏からの回答というやり取りもございました。

次に、昨年11月に開催した大阪シンポジウムにつきまして御紹介します。スタートアップの成長というものは我が国経済の発展に極めて重要であります。その中で我が国のスタートアップの数は増加傾向にあるものの、諸外国と比べて低い水準にあります。また、成長するスタートアップも少ないということで、スタートアップシステムが形成されていない状況であるということ踏まえて、このシンポジウムでは、スタートアップの取引慣行の現状であったり、成長の阻害要因あるいはこのスタートアップが成長するための鍵、条件、そして、このスタートアップ成長のための競争法、競争政策の役割につきまして、有識者による講演やパネルディスカッションを行ったものでございます。

シンポジウムの具体的なプログラムは、資料10ページに掲げているとおりでございます。公正取引委員会取引調査室長からの冒頭報告から基調講演、そして、パネルディスカッションと続いております。この講演資料につきましては、先ほど申しましたウェブサイトの方に既に掲載してございます。

そして、資料の最後11ページになりますが、その他のイベントを紹介しております。まずCPRCセミナーということで競争政策上の課題につきまして、有識者による講演を開催しているというものがございます。それから、業界の動向を知るといようなことで、有識者を招いての昼食時間等を利用して開催するBrown Bag Lunchミーティングというものもでございます。それから、公正取引委員会が実施した事件審査、実態調査等について担当者が解説する事件等解説会というものも開催してございます。それから、ディスカッション・ペーパー等の研究成果につきまして発表する研究成果発表会というものを開催することもございます。

資料の2の(2)で申し上げましたディスカッション・ペーパーのワークショップであったり、あるいは3(1)のシンポジウム、(2)の公開セミナー、そして、(3)のイベントというものを週に1回、ほぼ毎週という形で行っている状況でございます。

私の報告は以上です。

○伊藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、今の御説明に対する御質問とか御意見ある方はチャット等で御連絡いただければと思いますけれども、どなたか御発言ありますか。

では、依田会員、お願いします。

○依田会員 どうもありがとうございました。

手短にこれは意見でございます。こうしたデータやデジタルやプラットフォームの問題というのは、大変今世界的な重要な問題になっていて、公正取引委員会がすばらしい調査、研究をされていることに対して心強く思っております。私も内閣官房でデジタル市場競争会議で取引透明化法、消費者庁の方で検討会があって、デジプラの消費者利益保護法等で法定化に関わってまいりまして、今後、公正取引委員会、独占禁止法との連携協力が重要になってまいりますので、どうぞよろしくをお願いします。

この分野は独占禁止法・競争政策の問題がまずあります。そのほか、私の専門にも関わりますが、行動経済学、消費者政策の問題がございます。あと、人工知能においてプライバシーや倫理をどう扱うかという問題があります。そして、昨今ですと国際情勢の中で国の覇権を懸けてデータ囲い込みとそれに伴う経済安全保障の問題がございます。これらが複雑に相互に絡み合っているのです、単なる独占禁止法・競争政策だけで閉じられる問題でもございません。そうなりますと、公正取引委員会におかれましても、場合においては欧米等を見習って何か新しいデジタルを取り扱うような市場法あるいはサービス法のような新法の検討も必要になってくるかもしれませんし、そういう場合においては公正取引委員会がリーダーシップを発揮して新しい時代の流れに立ち向かっていくということを強く期待するものでございます。

センターにおかれましては、学術的に大変すばらしい研究をされていますので、私からは期待を込めて激励とお願いでございました。よろしくお願いたします。

○伊藤会長 どうもありがとうございます。

そちらは何かありますか。

○菱沼官房参事官 その激励を受け止めて取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○伊藤会長 ほかにどなたか御発言ございますでしょうか。

じゃあ私から1つ質問、外部の専門家の方にいろいろ来ていただいて、非常に交流して活動も活発ですばらしいと思うんですけども、内部の職員の方にとってみると、このセンターの役割とかあるいは期待されることはどんなものがあるのか教えていただきたいと思います。

○菱沼官房参事官 このセンターを運営するということで大体3つの思いを持って運営に携わっております。1つは研究活動の引き続きの充実ということ、それから、2つ目は公正取引委員会の実務へどう活用するかということ、それから、3つ目、この研究成果や活動の対外発信、国外も含めてどうするかということがございます。

会長からお尋ねを頂きました実務への活用ということについては、例えば先ほど「業務提携に関する検討会」というものをこの資料の中で取り上げましたが、この検討会で考え方を打ち立てて体系的に整備しているわけでございます。

実務では、業務提携を企画されている事業者等からその計画が独禁法上問題ないか相談を受けることがございます。その際に、その行為の判断につきまして検討会で体系的に整備したことを踏まえながら、相談事例の処理をするという形で実務に活かされているということもございます。「人材と競争政策に関する検討会」につきましては、これがスポーツ団体であったりあるいは芸能分野への取組という形でつながっているということであったかと思えます。

ただ、御指摘いただいたCPRCの活動が事務総局の職員、公正取引委員会職員にどのように受け取られているのか、どのように活用されているかということにつきましては、今後、職員にアンケートを取って確認を試みたいとも思っておりますので、そういったことで更に活動の改善に生かしていきたいというふうに考えております。

○伊藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、土田会員、御発言ですね。

○土田会員 すみません。ありがとうございます。

資料11ページでございます。その他のイベントということでアからエま

で挙がっておりますけれども、この辺りは外部の者に対して公開されているのでしょうかという御質問でございます。と申しますのは、例えばイのBBL、この辺りにつきましては、公正取引委員会の元委員の経済学の小田切先生からなかなかいいものがありますよということをお知らせいただくことがあるのですけれども、外部の者が聞けるのかどうかよく分からないというようなこともありまして、その辺りを教えていただければという単純な質問でございます。よろしく願いいたします。

○菱沼官房参事官 土田会員、ありがとうございます。

この11ページの(3)のその他のイベントでアからエまで掲げている中で、現在、外の方に御案内を差し上げているのは、少なくともこの研究成果発表会というものは、これは広くということで御案内を差し上げるようにしております。中には内部限り、公正取引委員会の職員と、そして、所長、主任研究官限りというものもございます。イのBrown Bag Lunchにつきましては、結局業界の動向についてお話を頂くようなときに、どこまで参加者の対象を広げるかという点は、お話しいただく方の御希望などによるところもあって、御案内を外の方に差し上げられるものは当然差し上げるんだと思いますけれども、基本的には全てを外の方もお招きしてという形にはなっていないというのが今の状況でございます。

ただ、土田会員の御指摘も踏まえまして、これは是非ほかの方、外の方々にも聞いていただきたいというものも出てきましたら、そこは広く御案内を差し上げるようにしたいと思っております。ありがとうございます。

○伊藤会長 泉水会員、どうぞ。

○泉水会員 ありがとうございます。

センターについては大変期待しておりますというか、いろいろな成果を出していただいて大変有り難く思っております。その中でも先ほど出てきましたとおり、検討会というのは意義があるものだと思っております、公正取引委員会の中で独占禁止法研究会という形で、正式な形で検討するというのも非常に大事だと思うんですが、このようにCPRCの参加者、外部の研究者等が参加して、それで政策の言わば立案を行うと。だけれども、センターという舞台でやるので、かなり柔軟にいろんなことが発言で

きたり、報告書の中にもかなり柔軟というか、あるいは場合によってはかなり突っ込んだことが書けるということで、政策立案の点でこの検討会というのは非常にいいと思っています。私自身も人材の検討会では参加させていただきまし、大変よかったと思いますし、業務提携のデータを公正取引委員会の政策立案の場面で非常に重要な役割を果たしていると思いますので、是非今後も活発に利用していただきたいと思っております。

それとは別に先ほどの公正取引委員会の内部の人材、伊藤会長の質問とも関係するんですが、内部の人材の方の関係なんですけれども、これについては公正取引委員会の内部の方が現在、私の知っているのは法学関係でも内部の方は各大学の博士課程に行つて、博士号を取られたりしている方が何人もおられて、それでアカデミックな世界でも論文を書いたりして活躍されておりますので、研究者としても非常に実務の知識を踏まえた上で論文等を書かれて大変役に立っているの、是非今後もやっていただきたいんですが、実はCPRCの中においても数年前まででしょうか、職員の方と研究者あるいは職員の方だけでもあったと思いますが、それでディスカッション・ペーパーを書いたり、あるいは報告書を書くということがなされておりました。それに私も参加して思ったのは、職員の方には日常の業務に加えてそれをやらなくてはいけないので、大変だろうなと思うんですが、他方においては結構楽しんでといますか、アカデミックな話で、それが自分の名前も入った報告書ができるということで結構楽しんで喜んでおられたのかなというような気がいたしております。

先ほど言ったとおり、大学の博士課程に行つて博士号を取っている方も何人もたくさんおられますので、そういう意味でいえば、CPRCというのはそういう内部の職員の方の研究活動の場あるいは研究成果の発表の場所としても利用できるのかなというふうな気がしておりますので、最近少しそういう傾向がないように思いますので、もう一度また検討していただければいいのかなと思っております。

私からは以上です。

○伊藤会長 何かございますか。

○菱沼官房参事官 確かに今、検討会の開催が中心となっている傾向もございまして、

共同研究ということの数が少なくなっているというのは御指摘のとおりであります。共同研究の必要性につきましてはよく内部で考えてみたいと思います。ありがとうございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

そろそろ時間もまいりましたので、本日の討議はこの辺りにさせていただきたいと思えます。

最後に、古谷委員長から御発言を頂きたいと思えます。よろしくお願ひします。

○古谷委員長 委員長の古谷でございます。

今日はたくさん貴重な御意見、御助言を頂きまして、ありがとうございます。今日テーマ設定をしました2件、情報システムの調達に関する実態調査ですとか転嫁円滑化のための施策パッケージというのは、もう御承知のとおり公正取引委員会が関係省庁と言わば連携協働するような形でやっているものであります。特に転嫁円滑化のための施策パッケージというのは岸田総理からの指示もありまして、関係省庁が連携協働する形で、公正取引委員会としては適正・公正な転嫁が可能となる取引環境整備のために、従来に比べて少し踏み込んだ対応を試みようということにしたものでありまして、御承知のようにこれまでどちらかという公正取引委員会は個別事件処理中心の対応が多いんですけれども、今回のこのパッケージに基づく公正取引委員会の取組としては、業種に着目をして、問題業種については自主点検ですとか立入調査を行おうと。事業所管省庁と一緒に正に連携して広がりのある面的な改善、こういったことができないかということで、公正取引委員会としてもある意味で新たな取組に踏み込んでいようような面があります。

システム調達の実態調査のところでもフォローアップをする方がいいというようなお話も頂いて、こういう私どもとして関係省庁と連携してだんだん競争政策のフィールドが広がっていく中で、どこまで公正取引委員会としてやるのか、あるいはこれまでと違った新しい手法や取組の仕方があるのか、いろいろなことを考えながら少し積極的に競争政策の強化という点で公正取引委員会としても踏み込んでいきたいなというふうに考えなが

らやっているところであります。

もちろん私どもの仕事は取引環境の整備ということでもありますので、低物価・低賃金の停滞状況を何とか打破して、物価と賃金の好循環を実現すると、そういう長年の課題に公正取引委員会だけでそれができるわけではありませんが、B to Cの問題も御意見で出ておりましたけれども、正に関係省庁が広く連携をして経済界と一緒にやってやらなきゃいけない中で、公正取引委員会も組み込まれて私どもにできることを少し踏み込んでやってみようということでもありますので、その辺のところを御理解いただいて、また御支援を頂けると有り難いなというふうに思っています。

それから、アドボカシー活動やエンフォースメント、いろいろ努力をしておりますけれども、お話のありましたように諸外国の動きも含め、新しいデジタル経済への対応としていろいろな議論が出てきております。こういう問題にも公正取引委員会として是非積極的に関わっていきたいと思っておりますので、引き続きの御指導、御支援を頂ければ有り難いと思っております。着実に私どもの役割を果たしてまいりたいと思っておりますので、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、今回はこれにて閉会とさせていただきます。長時間にわたり、御議論ありがとうございます。